

緊急地震速報の活用方策評価のための情報提供について

平成16年2月19日 施行
平成17年3月24日 一部改正
平成18年3月24日 一部改正
平成19年3月23日 一部改正
気象庁地震火山部

1 緊急地震速報について

緊急地震速報は、地震災害の軽減のため、震源に近い観測点で得られた地震波を使って、震源や地震の規模（マグニチュード）、各地での主要動（被害をもたらすような大きな揺れ）の到達時刻や震度を推定し、主要動が到達する前にお知らせする情報です。緊急地震速報における震源や震度の推定精度は、地震波が到達した観測点が少ない初期の段階では低く、観測点が増えるにしたがって高くなっていくという特徴や、情報が発表されてから主要動が到達するまでの時間が、長いところでも十数秒から数十秒程度と短く、防災対応に有効に活用するためには具体的な活用方策の検討や情報提供手段の検討等、様々な課題があります。

このため、気象庁では平成16年2月25日から「緊急地震速報の活用方策評価」を実施してきました。この結果及び、「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」中間報告の主旨を踏まえ、平成18年8月1日からは、「緊急地震速報の先行的な提供」を開始しました。

このことから、現在の試験運用の対象となるものは、「緊急地震速報の先行的な提供」において利用が禁止されている分野となります。

気象庁は、この試験運用に参加する機関（以下、「ユーザー」と言う。）に対して同情報の提供を行い、ユーザーと協力して、広く国民への緊急地震速報の提供開始に向けた検証を行っています。

2 緊急地震速報の活用方策の評価における役割分担

緊急地震速報の活用方策における役割分担は以下の通りです。

- (1) 気象庁は、評価期間中に、緊急地震速報を確実かつ安定的に発信するよう努めるとともに、発信した緊急地震速報について、適切な情報内容であったかどうか、あるいは防災情報として十分な精度であったかどうかなどについて評価を行い情報の発信側での評価結果をユーザーに提供します。
- (2) ユーザーは、それぞれの目的に沿ってこれらの情報を有効利用するための方策を検討するとともに、有効性を高めるために必要な情報内容や情報発信のあり方について気象庁に提言します。また、活用方策が具体化した場合は、気象庁及び緊急地震速報の実用化に関する委員会などに活用方策の評価結果を報告します。

気象庁はユーザーからの意見に基づいて、緊急地震速報の改善を行うとともに、ユーザーにおける活用の進展に役立つような情報共有も進めていきます。例えば、人に対する呼びかけの場合には、情報の伝え方・内容や情報を伝えるタイミングについて十分に検討を行うことが必要になります。気象庁はこのような課題に対しユーザーと協力して

検討していきます。

3 緊急地震速報の活用方策の評価への参加方法

緊急地震速報の評価のための情報提供の趣旨に賛同し、非営利活動として緊急地震速報の活用方策の検討に参加を希望する機関は、別紙「緊急地震速報の活用方策評価への参加規約」の参加条件や手続きに従ってください。その概要は次のとおりです。

- (1) 目的、配信先などを明記の上、気象庁に申請します。
- (2) 気象庁は参加目的等について確認後、参加を承認し、配信開始日などについて参加機関と協議します。
- (3) 緊急地震速報の対価は無償ですが、参加機関は自らの負担で気象庁と接続するための回線を開設・維持し、緊急地震速報を受信するための装置を整備する必要があります。
- (4) 緊急地震速報を受信するために必要な技術資料は気象庁が提供します。
- (5) 特定の第三者への配信は、気象庁に申請し承認を得ることが必要になります。
- (6) 不特定多数への配信はできません。

なお、技術的制約要件により、気象庁と直接接続できない場合には、他の参加機関と接続し受信することができます。

緊急地震速報は、地震災害の軽減に大きく寄与する可能性を持っていますが、その一方で、適切に運用されなければ社会的な混乱を招く恐れがあります。そのため、参加機関はこの規約を遵守しなければなりません。

4 評価期間中の特記事項

緊急地震速報は、規模の大きい地震（マグニチュード（以下、M という）6.0 以上、予測震度 5 弱）を対象に発表する予定の情報ですが、評価期間中は、規模の小さい地震（おおむね M3.5 以上、予測震度 3 以上）も対象に発表します。また、ユーザーからの意見を反映したり、緊急地震速報の高度化を図るため、新たな処理技術を導入したり、ソフトウェアの改修を行うことがあります。気象庁は可能な限り緊急地震速報を確実かつ安定的に発表するよう努めますが、場合によっては緊急地震速報の精度が十分でないことがあります。また、ノイズ等の影響によっては、地震ではないのに発信したり、逆に大きな地震でも発信されないことがあります。ユーザーは、そのようなこともありうることを十分認識した上でご参加ください。

5 緊急地震速報の評価のための情報提供の期間等

平成 16 年 2 月 25 日から実施している緊急地震速報の活用方策評価のための情報提供期間については、緊急地震速報の本運用開始（平成 19 年 9 月頃を予定）までとします。

なお、本運用時点における情報提供の仕組みは、本運用開始前に事前にお知らせしますが、その配信形態を含め活用方策評価の期間中とは異なることを予めご了解願います。

6 その他

気象庁は緊急地震速報の高度化について、独立行政法人防災科学技術研究所と共同で研究を進めています。